

令和3年第1回

あわらし選挙管理委員会

日 時 令和3年3月1日（月）

午前9時～

場 所 あわらし役所 202会議室

1 委員長あいさつ

2 議 題

日程第1 議案第1号

専決処分につき承認を求めることについて

（選挙管理委員会委員の辞任について）

日程第2 議案第2号

専決処分につき承認を求めることについて

（選挙管理委員会委員の補充について）

日程第3 議案第3号

選挙人名簿より抹消すべき者の議決を求めることについて

日程第4 議案第4号

選挙人名簿に登録する者の議決を求めることについて

日程第5 議案第5号

条例の制定又は改廃の請求等に必要な連署数について

日程第6 議案第6号

あわらし選挙公報発行規程の一部を改正する告示について

日程第7 議案第7号

あわらし議会議員選挙の期日及びこれを告示する日を定める

ことについて

日程第8 その他

議案第1号

専決処分につき承認を求めることについて

あわら市選挙管理委員会委員の辞任について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第137条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、委員会の承認を求める。

令和3年3月1日提出

あわら市選挙管理委員会
委員長 内田 雅章

専決第2号

選挙管理委員会委員の辞任について

あわら市選挙管理委員会委員のうち次の者が辞任したので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第137条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

辞任した委員 見 澤 榮 一

令和2年12月18日

あわら市選挙管理委員会
委員長 内田 雅章

議案第2号

専決処分につき承認を求めることについて

あわらし選挙管理委員会委員の補充について、地方自治法施行令第137条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、委員会の承認を求める。

令和3年3月1日提出

あわらし選挙管理委員会
委員長 内田 雅章

専決第3号

選挙管理委員会委員の補充について

あわら市選挙管理委員会委員に次の者を補充したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第137条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

補充した委員 吉 田 眞 己

令和2年12月19日

あわら市選挙管理委員会
委員長 内田 雅章

議案第3号

選挙人名簿より抹消すべき者の議決を求めることについて

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第28条第1号及び第2号の事由に基づき、
選挙人名簿より別紙の者を抹消するので、委員会の議決を求める。

令和3年3月1日提出

あわら市選挙管理委員会
委員長 内田 雅章

議案第4号

選挙人名簿に登録する者の議決を求めることについて

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条第1項の規定により、選挙人名簿に別紙の者を登録することについて、委員会の議決を求める。

令和3年3月1日提出

あわら市選挙管理委員会
委員長 内田 雅章

議案第 5 号

条例の制定又は改廃の請求等に必要な連署数について

条例の制定又は改廃の請求等に必要な連署数について、次のとおり委員会の議決を求める。

1	条例の制定又は改廃の請求	4 7 1 人
2	監査の請求	4 7 1 人
3	合併協議会の設置の請求	4 7 1 人
4	合併協議会設置についての住民投票の請求	3, 9 1 8 人
5	議会の解散の請求	7, 8 3 6 人
6	議員の解職の請求	7, 8 3 6 人
7	長の解職の請求	7, 8 3 6 人
8	主要公務員の解職の請求	7, 8 3 6 人
9	教育委員会の教育長又は委員の解職の請求	7, 8 3 6 人

令和 3 年 3 月 1 日提出

あわら市選挙管理委員会

委員長 内 田 雅 章

議案第6号

あわら市選挙公報発行規程の一部を改正する告示について

あわら市選挙公報発行規程の一部を改正する告示を別紙のとおり定めることについて、委員会の議決を求める。

令和3年3月1日提出

あわら市選挙管理委員会
委員長 内田 雅章

あわら市選挙管理委員会告示第 号

あわら市選挙公報発行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年 月 日

あわら市選挙管理委員会
委員長 内田 雅章

あわら市選挙公報発行規程の一部を改正する告示

あわら市選挙公報発行規程（平成16年あわら市選挙管理委員会告示第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「押印」を「又は記名押印」に改める。

第3条第1項を次のように改める。

掲載文は、委員会が交付する選挙公報掲載文原稿用紙（様式第2号）（委員会が指定する同様式の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。以下「原稿用紙」という。）によって作成しなければならない。

同条第2項中「記載」の次に「（記録を含む。以下この条及び次条において「記載」という。）」を加え、同条第3項中「掲載文は」の次に「、無彩色により」を加え、同条第4項中「掲載する」を「記載する」に改める。

第8条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

様式第1号中「別紙」を「別添」に改める。

様式第1号、様式第3号及び様式第4号中「㊟」を削る。

附 則

（施行期日等）

- 1 この告示は、令和3年 月 日から施行する。
- 2 この告示は、この告示の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用する。

議案第7号

あわら市議会議員選挙の期日及びこれを告示する日を
定めることについて

あわら市議会議員選挙は次のとおり行うものとし、その期日を令和3年6月13
日に告示する。

選挙の期日 令和3年6月20日

令和3年3月1日提出

あわら市選挙管理委員会
委員長 内 田 雅 章